

2023 年 7 月 31 日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見

6月30日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	<p>1. 銀行等の営業所の設置に係る手続の見直し</p> <p>銀行法施行規則第9条 銀行法施行規則第35条</p>	<p>銀行法施行規則第9条第1項第4項および同第35条第1項第4号の3に規定されている「出張所の種類を変更した場合」とは、銀行法施行規則第8条第4項の規定から、「出張所を支店に変更した場合」を指すという理解でよいか。</p> <p>【銀行法施行規則第8条第4項】 法第八条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、銀行の本店(第二項に規定する本店をいう。以下同じ。)及び支店(前項に規定する支店をいう。以下同じ。)以外の営業所(以下「出張所」という。)から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。</p>
2	<p>4. 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し</p> <p>銀行法施行規則第34条の48</p>	<p>「銀行代理業者(所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。)」について、ここにいう「子会社」は銀行法第2条第8項に規定する子会社の定義と同じと理解してよいか。そのため、所属銀行または銀行持株会社のいわゆる孫会社であっても、銀行法第2条第8項の定義に該当する場合には除外されるという理解で良いか。</p> <p>【銀行法第2条第8項】 この法律において「子会社」とは、会社とその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p>
3	<p>4. 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し</p> <p>銀行法施行規則第34条の63の19</p>	<p>「電子決済等取扱業者(委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。)」について、ここにいう「子会社」は銀行法第2条第8項に規定する子会社の定義と同じと理解してよいか。そのため、所属銀行または銀行持株会社のいわゆる孫会社であっても、銀行法第2条第8項の定義に該当する場合には除外されるという理解で良いか。</p> <p>【銀行法第2条第8項】 この法律において「子会社」とは、会社とその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p>
4	<p>4. 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し</p> <p>銀行法施行規則第34条の48</p>	<p>本規定における「銀行持株会社」には、グループの頂点に位置する銀行持株会社だけでなく、中間持株会社も含み、中間持株会社の傘下銀行も措置の除外対象となるという理解でよいか。</p>

No.	該当箇所	意見等
5	4. 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し 銀行法施行規則第34条の63の19	本規定における「銀行持株会社」には、グループの頂点に位置する銀行持株会社だけでなく、中間持株会社も含み、中間持株会社傘下の電子決済等取扱業者も措置の除外対象となるという理解でよいか。
6	4. 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し 銀行法施行規則第34条の63	「銀行代理業者(所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行であるものを除く。以下この号において同じ。)」について、「銀行持株会社グループ」は(銀行法施行規則第13条の6の8第1項が引用する)銀行法12条の2第3項第1号の定義と同じと理解してよいか。
7	4. 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し 主要行等向けの総合的な監督指針VIII-5-2-2(4)(注)	本監督指針改正案で追記される「なお、所属銀行及び銀行代理業者(銀行である場合に限る)が同一の銀行持株会社グループに属する場合において、当該銀行持株会社が法第52条の21第1項に基づき行う当該グループの経営管理の内容として、当該銀行代理業者の適切な業務運営が確保される必要があることに留意すること。」の趣旨は、今般の改正案により銀行法施行規則第34条の63第1項第2号が除外される「銀行代理業者が所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行である場合」においては、所属銀行ではなく、銀行持株会社が、従来から実施している適切なグループ経営管理の中で、当該銀行代理業者の適切な業務運営を確保する必要があるという理解でよいか。
8	5. 銀行等の付随業務として、銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務を明確化 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2(1)	今回、銀行が代理・媒介できるとして監督指針に明記された業務は、銀行の「子会社」又は銀行持株会社の「子会社」が行うものに限定されているが、銀行グループとして顧客の各種ニーズに対応していくことが求められる中で、銀行法上の「子法人等」や「関連法人等」が行う同様の業務の代理・媒介も、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2(4)に記載されているその他付随業務の4要件を満たせば個別に認められ得るものであり、一律に否定されるものではないという理解でよいか。

以上